

# 耐震診断・耐震補強をして 地震に強い住宅にしましょう

昨年の3月に発生した「東日本大震災」「長野県北部地震」「長野県北部地震」は、私たちの記憶に新しく、今後想定される地震災害は、富士見町防災計画に示されたとおり、「糸魚川―静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8・0」とされ、建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、耐震性能の向上と今後予想される地震災害に対し、町民の生命・財産を守ることを目的とし実施しています。



平成7年（1995）1月17日の阪神・淡路大震災では、10万棟を超える家屋が全壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。

## 耐震改修事業の対象となる住宅

耐震改修事業の対象となる住宅（昭和56年5月31日以前に着工のもの）

※昭和56年（1981）に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

### 耐震診断（無料）

※診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事（補助あり） ※対象工事費の1/2：限度額60万円

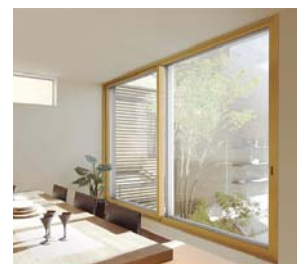
「住宅耐震診断・補強工事補助」と「住宅リフォーム補助」については、  
建設課都市計画管理係 ☎62-9217 へお尋ねください。

## 富士見町住宅リフォーム補助制度を拡充しました！

町では4月1日より町民が町内業者を利用し住宅リフォームを行う方に、費用の一部を町が補助する制度を行ってきましたが、より身近なリフォームにも利用していただこうと、対象工事費及び補助金額を変更しました。

### ◆変更内容

（補助対象工事費） 50万円以上 → 10万円以上に！  
（補助金額） 補助対象工事費の5% → 10%に！



《補助対象者》 ①町内に住民登録若しくは外国人登録され、居住している又は居住しようとする方（ただし、補助金実績報告時に住民登録若しくは外国人登録されている場合）。  
②町税等を滞納していない方。

《対象住宅》 対象者が町内に所有し、居住又は居住しようとする個人住宅部分。  
《補助対象工事》 平成23年4月1日以降の工事で、工事に要する費用が10万円以上、施工業者は町内業者に限ります。

《補助金額》 補助対象工事費の10%で千円未満は切捨て。上限10万円。

《申込み手続き》 補助金を受けるには、リフォーム工事施工前に富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書を提出してください。